

下野市人権教育・啓発推進行動計画

概要版

～人権を尊重し すべての人が幸せを実感できる社会の実現～

令和5年度～令和9年度



「じんけん大使」カンピくん

令和5年3月

下野市

計画策定の背景

人権とは、すべての人が生まれながらに持っている、幸せに生きるための権利です。

しかしながら、近年では新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う感染者、医療従事者やその家族等への誹謗中傷といった差別問題が発生するとともに、さらなる情報化の進展に伴うインターネット上での人権侵害や、性的指向・性自認にかかわる人権侵害など、依然として人々の人権が侵害される問題は後を絶ちません。

本市においては、平成19(2007)年に「下野市人権教育・啓発推進行動計画」を策定し、その成果と課題を踏まえて同計画を改定しながら、現状に即した人権施策を推進してきました。前計画である「下野市人権教育・啓発推進行動計画(2018～2022)」の計画期間満了に伴い、近年新たに生じた人権課題に対応できるよう、今回新たに「下野市人権教育・啓発行動推進計画(令和5年度～9年度)」を策定いたしました。

基本目標

『人権を尊重し すべての人が幸せを実感できる社会の実現』

すべての人の人権が尊重される社会を実現するため、他人の人権も自分の人権と同じように尊重し、自分と他人の違いを多様性として認めることが必要です。下野市は、このような視点に立って人権教育・啓発を推進するとともに、お互いに人権を尊重し合う地域のあたたかみや幸せを感じることができる社会の実現を目指します。

計画期間

令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間

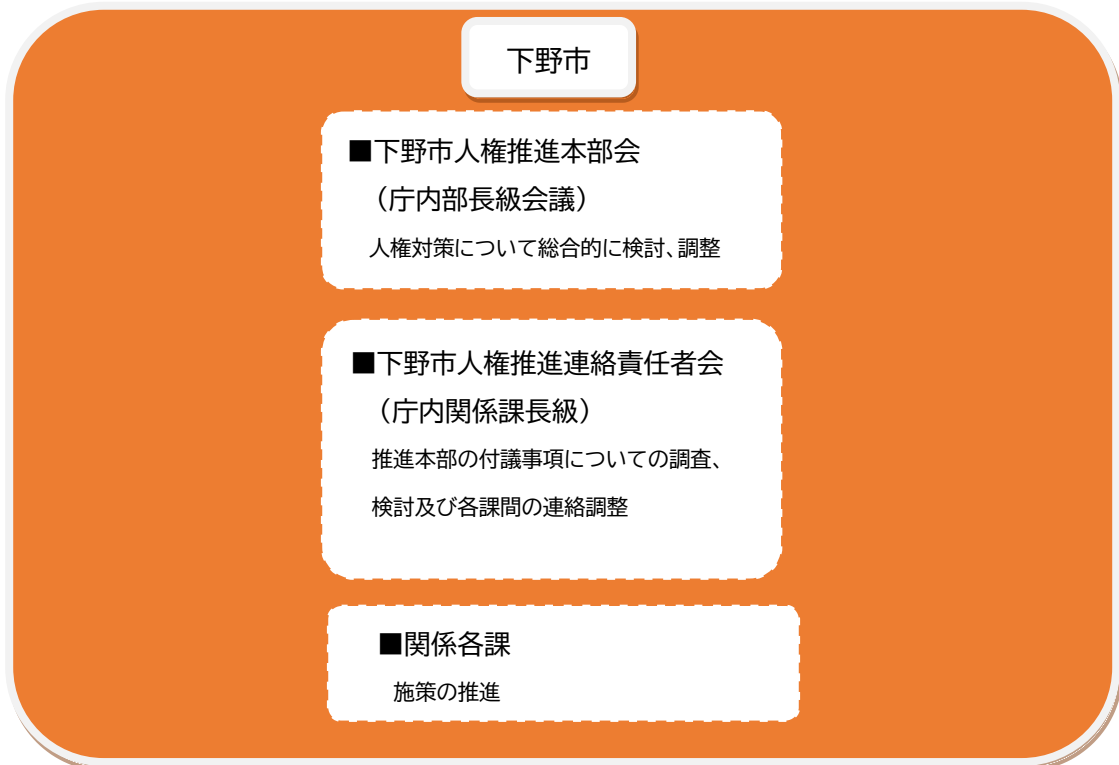
重要課題への対応

重要課題	施策の方向
1. 女性	<ol style="list-style-type: none"> 1 男女共同参画社会実現のための啓発活動の推進 2 性別による人権侵害防止のための啓発活動および相談支援の実施
2. 子ども	<ol style="list-style-type: none"> 1 子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進 2 虐待、いじめ等の防止・解消および支援が必要な状況にある子どもの相談・支援体制の充実
3. 高齢者	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護や高齢者福祉、認知症等に関する教育・啓発活動の推進 2 高齢者に対する虐待防止対策や相談・支援体制の充実、権利擁護の推進
4. 障がい者	<ol style="list-style-type: none"> 1 障がい者の人権を尊重する教育・啓発の推進および交流・ふれあいの促進 2 障がい者の自立と社会参加の支援
5. 部落差別(同和問題)	<ol style="list-style-type: none"> 1 人権一般の普遍的な視点からの人権教育・啓発の推進 2 人権の擁護のための相談事業の実施および相談窓口の周知 3 えせ同和行為対応についての啓発推進
6. 外国人	<ol style="list-style-type: none"> 1 外国人が暮らしやすく活動しやすいまちづくりの推進 2 国際理解を深める教育・啓発の推進 3 国籍による差別等の防止
7. SOGI(性的指向・性自認)と人権侵害	<ol style="list-style-type: none"> 1 多様な性のあり方に関する教育・啓発の推進 2 SOGIに関する相談窓口の周知
8. 感染症と人権侵害	<ol style="list-style-type: none"> 1 感染症に対する正しい知識の普及 2 感染症に起因する差別の防止
9. インターネット上の人権侵害	<ol style="list-style-type: none"> 1 インターネットの適切な利用を促す教育・啓発の推進 2 インターネット上の誹謗中傷や差別的表現への対応及び相談窓口の周知
10. その他の人権問題	<ol style="list-style-type: none"> 1 人権意識を持つ自立した人間形成へ導く人権教育や積極的な啓発の推進

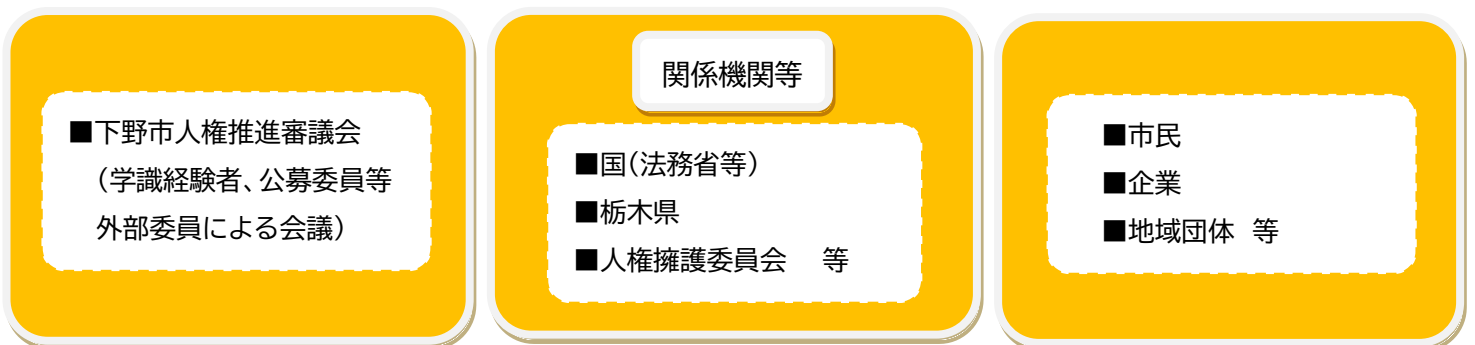
推進体制

人権の尊重された社会の実現に向け、国や県、人権擁護委員会等の関係機関と連携しながら各種施策を実施します。

また、すべての目標は、行政による施策の推進だけで実現が図れるものではありません。そのため、市民・企業・地域団体等と行政が協働して施策の推進を行います。



連携・協働



下野市人権教育・啓発推進行動計画

発行：下野市総合政策部市民協働推進課 TEL 0285-32-8887
〒329-0492 栃木県下野市笹原 26 番地 FAX 0285-32-8606